

しぶち一団体 規約

設立年月日：令和2年3月1日

主たる所在地：大阪市中央区南船場3-5-11-4F カメイ調剤薬局心斎橋店内

第1条 この会は、しぶち一（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第2条 子どもたちの心のよりどころとなる居場所づくりを応援し、貧困の状況にある家庭の子どもや、学校や社会に適応できず苦しみを抱えている子ども達への、仲間づくりや居場所づくりの支援、及び自ら学び体験するための情報や機会の提供・発信等を行うことによって、子ども達の内面から湧きあがる好奇心や探求心を応援したり、安心して幸せに過ごせるようサポートする業務を行った結果、多種多様な教育や生き方を日本の社会に普及させることを目的とする。

（活動内容）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動を実施する。

- （1）子ども達の居場所づくりや交流に関する活動
- （2）子ども等の健全育成に関する活動
- （3）学習支援に関する活動
- （4）子どもの貧困支援に関する活動
- （5）不登校児童の支援に関する活動
- （6）社会との適応に苦慮している若者の支援に関する活動
- （7）その他第3条の目的を達成するために必要な活動及び前各号の活動に附帯する活動

（会員の資格）

第4条 本会の会員は、次の各号すべてに該当するものとする。

- （1）本会の目的や活動内容に賛同し入会登録を行った個人又は団体とする。
- （2）本会の会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表の承認を得るものとする。

（役員）

第5条 本会は、次の各号に掲げる役員を置くことができる。

- （1）代表理事 1名
- （2）理事 1～2名

(3) 会計監査 1名

(役員職務)

- 第6条 代表理事は、会務を総理し、その業務を統括及び本会の出納事務を担当する。
- 2 理事は、代表理事を補佐し、代表理事が不在のときは、その職務を代行する。
 - 3 会計監査役は、本会の活動及び財産の状況を監査する。

(役員選任)

第7条 代表理事、理事、会計監査の選任は、会員の互選による。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(会計)

- 第9条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 2 前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て、会員を招集し決算報告する。

(運営)

第10条 本会における運営について議決をはからなければならない時には、その当会員が発議し、他会員を招集し出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(会則変更)

第11条 この規約の変更は会員がこれを発議し、他会員を招集し出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

<附 則>

- 1 この規約は、令和2年8月1日から施行する。

以上の内容に相違ありません。

代表： 高橋 佳代 ㊟